

萩市行財政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 持続可能な市政運営を目指し、本市の行財政改革の推進について必要な事項を調査、審議及び提言することを目的として、萩市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行財政改革に関する事項の調査、審議及び提言に関すること。
- (2) 行財政改革の推進の助言に関すること。
- (3) その他行財政改革に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員6人以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等の構成員
- (3) 公募による市民
- (4) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長は、会長をもって充てる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、萩市情報公開条例（平成17年萩市条例第29号）第8条各号に定める不開示情報に該当する事項について、会議

を非公開とすることができる。

(報償費等)

第8条 委員に対して、報償費及び費用弁償を支給することができる。

2 報償費の額は、次のとおりとする。

(1) 学識経験者 日額 12,000 円

(2) その他委員 日額 5,000 円

3 費用弁償の額は、萩市職員等の旅費に関する条例(平成17年萩市条例第54号)に規定する旅費相当額とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総合政策部企画政策課行財政改革推進室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年8月29日から施行する。

(萩市行政改革推進協議会設置要綱の廃止)

2 萩市行政改革推進協議会設置要綱(平成17年10月6日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。